



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 北 國 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 安宅 建樹
(コード番号 8363 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長
鳥越 伸博
(TEL 076-263-1111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更に伴う定款の一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 109 期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この主旨を尊重し、これに対応するものです。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 109 期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動等を勘案し、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	299,901,974 株
株式併合により減少する株式数	269,911,777 株
株式併合後の発行済み株式総数	29,990,197 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済み株式総数」は、株式併合前発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④併合による影響

株式併合により、発行済株式総数は 10 分の 1 に減少いたしますが、純資産等の変動はなく、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	10,444 名 (100%)	299,901,974 株 (100%)
10 株未満所有株主	369 名 (3.53%)	630 株 (0%)
10 株以上所有株主	10,075 名 (96.47%)	299,901,344 株 (100%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 369 名（所有株式数の合計 630 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	5 億 8,250 万株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	5,825 万株

(6) 併合の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 109 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本定款変更は会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における議案とすることなく行ないます。

(2) 定款の一部変更の内容

当行の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 109 期定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5 億 8,250 万株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5,825 万株</u> とする。
第 8 条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 10 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 23 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】 当行株式の単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q1 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。

今般、当行では平成 29 年 10 月 1 日をもって 10 株を 1 株とする株式併合と 1,000 株から 100 株への単元株式数の変更を行ないます。

Q2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取組みを推進しています。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当行におきましても、この主旨を尊重し、当行の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

あわせて、単元株式数の変更後も、当行株式の投資価格を、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動等を勘案し、当行株式について 10 株を 1 株にする併合を実施することといたしました。

Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

例	効力発生前		→	効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数		ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	3,000株	3個		300株	3個	なし
②	1,500株	1個		150株	1個	なし
③	1,385株	1個		138株	1個	0.5株
④	342株	なし		34株	なし	0.2株
⑤	7株	なし		0株	なし	0.7株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③～例⑤のような場合）は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例③～例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q4 資産価値には影響を与えないのですか。

A4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q5 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。

A5 株主様のご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株あたりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましては、Q3に記載のとおり、端数株式処理代金をお支払いさせていただきます。

Q6 株主は何か手続きが必要ですか。

A6 特段のお手続きの必要はございません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

Q7 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A7 これまでは、毎年3月31日現在で、3,000株以上を2年間継続して保有されている株主様を対象とさせていただきます。

株式併合後は、毎年3月31日現在で、300株以上を2年間継続して保有されている株主様を対象とさせていただきますので、従前の適用対象が変わることはありません。

Q8 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A8 次のとおり予定しております。

平成29年6月23日 定時株主総会開催日

平成29年9月15日 株式併合公告日

平成29年9月26日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成29年9月27日 変更後の単元株式数（100株）での売買開始日

平成29年10月1日 株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数変更の効力発生日

平成29年12月上旬 端数株式処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人
同連絡先

三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以上